

## 研究員/技術員報告討論会

7月20日、研究員/技術員報告討論会を行いました。

執行部から、これまで研究所が説明、提案してきた新法人における人事制度について、7月6日に研究所が示したものを中心に報告しました。その後、参加者全員で自由に討論しました。討論は新人事制度にとどまらず、新法人の組織案の問題までにおよびました。

研究所の案は文章上の表現はともかく、どのように運用されるかあいまいな幅が大きいこともあり、組合内でも議論しにくいところがあります。統合・新制度の始まりが迫っているので、あいまいな部分を推測するよりも、組合が考えるあるべき姿を固めて、どンドンぶつけて行こうということになりました。

執行部が考える7月6日研究所提案の問題点

### 1、「研究員」認定について

認定基準に「...専門分野の学位(博士号)を有していることまたはこれに準ずる能力を有していること」とあるが、厳しすぎる基準である。(大学院の博士課程は通常学部卒業後5年を要する。)被推薦者の条件にある「大学学部卒業3年以上経過または相当の職員であること」との隔りがある。また現行の研究手当支給の基準ともずれる。認定基準にいう「..これに準ずる」でどこまで読むつもりなのか?

### 2、「技術員」認定について

2-1、認定基準のはじめの項目、「...専門分野において十分な実務経験と業務実績を有し、技術能力が優れている..」の文言はよいとしても、どの程度の、どのような質の能力をさすのか?目安としてあげている資格の例は難易度にかなりの幅がある。

2-2、認定基準の3項目、「部下の指導・育成、技術の継承に努め、周囲の模範となること」はいらないのではないか?

### 3、「技術職」のキャリアパスの考え方について

研究所の説明では技術職のキャリアパスについて、「技術員」を経て課長代理級になる道を主として描いている。「技術員」を課長代理級になる前のステップとして考えているようで賛成できない。技術職の集団の中に必要なのは、高度な技術を持った者だけではない。きちんと仕事を積み上げ、総合的に能力を積み上げて部下の指導・育成、技術の継承が出来る能力があれば、技術員を経験せずに課長代理、課長になっていってもよい。

これまで研究所は技術員手当について、研究員手当とほぼ同額で現在の研究手当の水準を考えるとってきた。また予算の額も大きく増えないといっている。そうすると、将来の「研究員」と「技

術員」の数の合計は、現在の5級以下の研究手当受給者の数とほぼ同じになることになる。

われわれが求めるものは、技術職のうち、高度な技術や開発的なことを進めるものを専門職のように処遇することであって、キャリアパスとして課長代理級の前に特別な段階を設けることではない。

### 討論で出された意見:

「研究所は新法人でどういう人事制度にしていくつもりなのか。10年後、20年後の将来像を考えて提案しているのだから、それを明らかにさせていく必要がある。組合も長期的な観点であり方などを提起したい。一方現在の職員をどうするか、経過措置などはそれはそれで交渉していく必要がある。」

「研究職と技術職の定義の両方に「技術開発に従事」という言葉が入り、この部分がどちらへも属せることになったのか?技術職の定義が運転管理センターになり過ぎていないか」

「現在でもサイクル機構には副主任研究員があるが、原研の研究員とはだいぶ違う。現在のサイクル機構の「技術員」は一定の年限が経てばほとんどの人がなれるものと聞いている。新制度の技術員はどうするつもりなのだろうか?」

「制度案の文章上の問題と実際どのように運用されるかは必ずしもぴったり一致しなくてもよいが、書かれたものは影響が大きい。すでにある部では、技術職になるであろう人に対して資格を取れと言っている。サイクル機構のように仕事を業者任せきりにして、資格を取る勉強にまい進するようにはなりたくない」

「統合でいいことが何もない。サイクル機構との交渉も原研側はお人よしすぎるのではないか」

「人事制度を作るときには、原研の仕事をきちんと遂行していくために、どのような人がどこに必要で、どのように処遇して鼓舞激励すべきか考えるべきだ。今回の案は現場を知らない人が机の上だけで考えたもののように見える。新法人の組織案も部門と拠点に分けて、本当に仕事がうまく進むのか極めて疑問だ。装置を見る部隊も含めてほとんどすべて『部門』のほうに行くとした組織も多い。」

「組織案の説明で、説明者が『入れ物を提案しているだけで運用は別の人考える』といていたことがあったが、本来はどのように運用するかを考え、そのためにどのような組織とするかという順番で考えるべきだ」

「これまで組合は、論文を書くことだけが高度な仕事ではなく、他の人の研究を進めるために装置を改良したり、維持していくために高度な技術・能力が必要なことがあり、それにかかわる者の処遇・評価を考えるとってきた。今回の技術員制度がそれに答えるという側面はあると思うが、一方で技術系職員のキャリアパスに余計な関所を設けることになる恐れがある。技術員の位置づけを明確にしていく必要がある。」

## 戦争をしない国の 憲法9条を守ろう

### 7.30 九条の会・有明講演会

**予定講師 井上ひさし、大江健三郎、奥平康弘、  
小田実、鶴見俊輔、三木睦子**

7月30日(土) 12:00 開場、12:30 開会、16:00 閉会  
有明コロシアム(東京都江東区有明2丁目/有明テニスの森)  
ゆりかもめ「有明駅」、りんかい線「国際展示場駅」各5分

井上ひさし、大江健三郎など9氏が呼びかけた「九条の会」は、7月30日有明コロシアムで「九条の会・有明講演会」を1万人規模で開催します。会場内への参加券はすでに1万枚売り切れているそうです。

全労連は「九条の会」の講演会に呼応し、労働団場で場外に1万人を集め、オーロラビジョンで講演を見聞きし、総計2万人の労働者・市民が結集した平和憲法を守るイベントにしようとして取り組んでいます。われわれが加盟する特殊法人労連からも参加が呼びかけられています。

場外集会に参加する組合員には交通費を支給します。組合事務所またはお近くの執行委員に連絡ください。

---

### 原水爆禁止 2005 年世界大会・科学者集会

「いま、核兵器の廃絶を！逆流を越えてさらに大きなうねりを」

2005年8月1日 10:00 ~ 16:30

東京・日本大学歯学部2号館第1講堂(JR 御茶ノ水駅下車約2分)

参加費 1000 円

今年是被爆60年です。去る5月に開催された核不拡散(NPT)再検討会議では、前回の再検討会議で確認された核兵器廃絶の「明確な約束」の具体化を迫る国々や団体に対し、核兵器を持ち続けようとする米国の妨害によって核兵器廃絶の約束の具体化は実現しませんでした。しかし世界の核

兵器廃絶を求める流れはゆるぎないものとなっています。

核兵器廃絶に向けて科学は何をすべきか、科学者の役割は何かなどを考える集会です。参加する組合員には交通費などを支給します。組合事務所またはお近くの執行委員に連絡ください。

科学者集会の内容

報告:

広島長崎への原爆投下から60年目のアメリカ戦略の方向: 新原 昭治(核問題研究者)  
核兵器の違法性と科学者の役割: クリストファー・ウイマントリー(元国際司法裁判所判事)  
女性が参画する世界平和構築の可能性: 米田 佐代子(女性史研究者)  
被爆60周年と原爆集団訴訟: 澤田 昭二(名古屋大学名誉教授・物理学)  
きのこ雲の下から明日へ: 斉藤 とも子(女優・社会福祉士)  
など

総合討論:

---

### JCO 臨界事故を忘れない、原子力事故を繰り返させない

## 2005年9・30 茨城集会のお知らせ

1999年9月30日のJCO臨界事故から6年目、今年の「9.30 茨城集会」は下記の予定で行われます。

日時 : 10月2日(日) 13:30 ~ 16:00

場所 : 東海村 舟石川コミュニティーセンター(予定)

講演 : 「低線量被ばくの影響を考える」 野口 邦和氏

その他詳細は検討中

また、9月に行われる東海村長選挙にむけて、予定候補者が相次いで財政と雇用の安定的確保を理由に、新型原子炉誘致に言及しています。

「9.30 茨城集会」実行委員会では、下記の予定で新型原子炉についての学習会を開催します。

日時 : 8月6日(土) 13:30 ~

場所 : 中丸コミュニティーセンター

講師 : 中村 敏夫氏 (茨城県原発を考える会会長)